

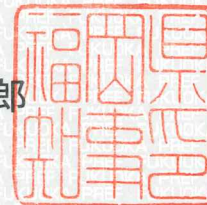
産業廃棄物処分業許可証

住所 福岡県うきは市吉井町徳丸325番地1

氏名 株式会社高山組
代表取締役 高山 裕章

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

福岡県知事 服部 誠太郎



許可の年月日 令和 3年 4月 5日

許可の有効年月日 令和 8年 4月 4日

1. 事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。）

中間処理（好気性処理）：汚泥（有機性に限る。）、廃油（動植物性油脂に限る。）、廃酸（水素イオン濃度指数4.5以上の有機性のものに限る。）、廃アルカリ（水素イオン濃度指数10.0未満の有機性のものに限る。）、動植物性残さ 以上5品目

以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、施設場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記載すること。）

好気性処理施設：設置場所 福岡県うきは市吉井町徳丸字東290番
設置年月日 平成19年5月18日
処理能力 40m³/日（24時間）

以下余白

3. 許可の条件

- 好気性処理施設への廃油の投入量は、一日当たり2m³未満とすること。
- 好気性処理施設からの排水は、公共用水域に放流しないこと。
- 汚泥酸化槽の底面からの水位は、4700mm以下とすること。

以下余白

（以下裏面記載）

4. 許可の更新又は変更の状況

平成19年 7月18日 変更許可により中間処理（好気性処理）の追加

平成19年11月20日 変更許可により中間処理（好気性処理）に係る取扱品目（廃油、動植物性残さ）の追加

平成20年 9月 4日 変更許可により中間処理（好気性処理）に係る取扱品目（廃酸、廃アルカリ）の追加

平成22年 2月 1日 変更届出により中間処理（濃縮（移動式））の廃止

平成22年 8月 9日 変更許可により中間処理（好気性処理）に係る取扱品目（汚泥）の限定の変更

平成23年 4月 5日 更新許可

平成28年 4月 5日 更新許可

令和 3年 4月 5日 更新許可

令和 4年12月22日 変更届出により代表者の変更

以下余白

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無

